

電気通信番号計画の一部を変更する告示案に対する意見募集

- 意見募集期間：令和6年9月21日(土)から同年10月21日(月)まで
- 意見提出件数：2件（内訳：個人2件）
- 意見提出者：

No.	意見提出者（意見提出順、敬称略）
1	個人A
2	個人B

電気通信番号計画の一部を変更する告示案に対する意見及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見 1	考え方 1	
<p>あくまでもマイナンバーカードでの本人確認書類を原則として経過期間に関して運転免許証・精神福祉保健手帳・身体障害者手帳などの本人確認書類と自宅宛の郵送物や住民票の写しなど本人確認書類を厳格化してほしいです。</p> <p>マイナンバーカード作成していない方は、複数の本人確認書類や郵送物での本人確認書類等しなければ契約できないようにしなければ不正利用が多発しておりますし、対応を厳格かしていただきたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>本意見募集については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部の施行等に伴う健康保険証等の廃止等に対応するものであり、いただいた御意見は、本意見募集の対象外と理解しておりますが、今後の参考としていただきます。</p>	無
意見 2	考え方 2	
<p>・ 該当箇所 III 改正の概要 （2）その他の改正 の「精神障害者保健福祉手帳」の記述</p> <p>・ 意見 精神障害者保健福祉手帳について本人確認書類として使用可能としているようであるが、精神障害者保健福祉手帳については、地方公共団体による扱いがあまり好ましくないものである（住所について住民票と同じでなくてもよく、氏名について住民基本台帳法上の通称あるいは通称ですらない名称であってもよい、というような状況であるようである。住所及び名称について、郵便物等で使用の実績があれば可とする、というようなポリシーでよいようである（あるいは現在は不可となっているのかもしれないが、そのようにして発行された手帳が多数更新され法的に有効（記載からの住民基本台帳においての本人との照合が問題あるものであるのに本当に有効なものとして扱ってよいのか？というような疑問はさておき。）なものとして現存しているものと思われる。）、これは本人確認書類から除外する方向で検討した方がよいのではないかと考える。（警察庁及び金融庁とも相談し、そのような方向に各種制度を改正していった方がよいのではないかとと思われる。）</p>	<p>本意見募集については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部の施行等に伴う健康保険証等の廃止等に対応するものであり、いただいた御意見は、本意見募集の対象外と理解しておりますが、今後の参考としていただきます。</p>	無

意見は以上である。

【個人B】